

様式第3号(第12条関係)

会 議 録

会 議 の 名 称	平成26年度 第4回吉川市児童福祉審議会
開 催 日 時	平成26年12月17日(水) 午後6時00分から 午後8時15分まで
開 催 場 所	吉川市役所第2庁舎204会議室
出席委員(者)氏名	和泉広恵会長、田中公明委員、戸張精一委員、林美希委員、 小助川美穂委員、林桂委員
欠席委員(者)氏名	五十嵐修委員、長井圭子委員
担当課職員職氏名	健康福祉部 副部長兼保育幼稚園課長 戸張悦男 子育て支援課 課長 岡田なるみ 子育て支援課子育て支援係 係長 木村みのり 子育て支援課子育て支援係 主任 城取直樹 保育幼稚園課課長補佐兼子ども・子育て支援新制度係 係長 岡崎久詩 保育幼稚園課保育係 係長 渡辺剛 保育幼稚園課子ども・子育て支援新制度係 主事 小川麻衣子
会議次第と会議の公開又は非公開の別	1 開 会 2 あいさつ 3 議事 (1) 保育の「確保方策」の見直し・修正について(報告) (2) 子ども・子育て支援事業計画案のパブリック・コメント等 について(結果報告) (3) 子ども・子育て支援新制度移行後の利用者負担について 4 その他 5 閉 会 ※ すべて公開
非公開の理由 (会議を非公開にした場合)	なし
傍 聴 者 の 数	なし
会議資料の名称	次第、配付資料一覧表、資料1、資料2、資料2 別紙、 資料3、用語集(案)、追加資料
会議録の作成方法	<input type="checkbox"/> 録音機器を使用した全文記録 <input checked="" type="checkbox"/> 録音機器を使用した要点記録 <input type="checkbox"/> 要点記録
会議録確認指定者	林美希委員、小助川美穂委員
その他の必要事項	

審議内容(発言者、発言内容、審議経過、決定事項等)	
事務局	<p><b>1. 開会</b></p> <p>開会の宣言</p>
和泉会長	<p><b>2. あいさつ</b></p> <p>和泉会長挨拶</p>
事務局	<p>配付資料の確認</p>
和泉会長	<p>会議録署名人の指名</p> <p>林美希委員と小助川委員を指名。委員了承。</p>
	<p><b>3. 議事</b></p> <p>(1) 保育の「確保方策」の見直し・修正について (報告)</p> <p><b>【関係資料】</b></p> <p><b>資料1 パブリック・コメントにおける「確保方策の見直し」について</b></p> <p><b>(主な説明概要)</b></p>
事務局	<p>第3回審議会時に委員の皆様から3号認定に関する確保方策の不安の声をいただいた。そのため、審議会終了後からパブリック・コメント実施までの間、再度、確保方策の見直しを行い、より現実に即した数値でパブリック・コメントを実施したことを報告する。</p>
	<p>(質疑応答)</p>
林美希委員	<p>南中学校区域については、見直した数値が27年度から28年度にかけて89人、28年度から29年度にかけて55人の確保方策増加を見込まれている。内容を教えてほしい。</p>
事務局	<p>第3回審議会時に協議が整っていなかった保育所については、数値として反映していなかった。審議会終了後に事業者と</p>

	<p>の協議がある程度整ったため、パブリック・コメントに反映したところである。内容については、定員が90名の新しい認可保育所が1か所、既存の保育所1か所の定員が30名分増加、既存の保育所1か所の定員年齢枠を低年齢児にシフトする（定員数は変わらない）ものである。</p> <p><b>(2) 子ども・子育て支援事業計画案のパブリック・コメント等について（結果報告）</b></p> <p><b>【関係資料】</b></p> <p><b>資料2 パブリック・コメント及び市民説明会の結果について</b></p> <p><b>資料2 別紙 パブリック・コメント関係資料</b></p> <p><b>(主な説明概要)</b></p> <p>事務局 先日実施したパブリック・コメントの結果報告について説明。さらに、新しい市民参画手続きとして、「市民説明会」を開催したことを報告。</p> <p>林美希委員 (質疑応答) 子ども・子育て支援事業計画（案）説明会について、出来るだけ多くの市民の方に聞いてほしい説明会だった。タイトルを見ると、硬い感じがした。保護者が参加しやすいような見出しのつけ方や広報の工夫をしてもらえれば、もっとたくさんの方が集まると思う。</p> <p>和泉会長 市民説明会をやる場合、他の事例を見るとどのくらい人が集まるのか。</p> <p>事務局 テーマによって人数は変わる。詳細な資料は持ち合わせていないが、生活に密着しているテーマが議題の場合は、人も多く</p>
--	--

	<p>集まるが、そうでない場合、参加人数は少ない傾向がある。今回は、市民説明会の手続きを取ることで、市民参画の選択肢を増やす目的から実施したものである。</p>
和泉会長	<p>子ども・子育て支援新制度そのものの関心は非常に高いと思われるので、今後も広報等を工夫し、市民参画手続きを活用して取り組んでほしい。</p>
小助川委員	<p>パブリック・コメントの文面を見た率直な感想としては、質問と答弁の内容がすれ違っているように感じた。もう少し親切に回答してもよかったのではないかな。</p>
和泉会長	<p>一つ言えるのは、計画に対する意見公募を行っているが、寄せられた意見は計画に対する意見ではない部分がある。事務局は、あくまで計画に沿った回答をしているように感じる。</p>
事務局	<p>会長のおっしゃるとおり、今回は計画という大きな枠で捉えて回答しているので、わかりにくい印象があったかもしれない。</p>
和泉会長	<p>パブリック・コメントの返答としてはこのような回答になるのは仕方がない部分があるが、いただいた意見は市民の貴重な声なので、議論する機会を別に設け、政策等に反映してもらえればよいと思う。</p>
	<p><b>(3) 子ども・子育て支援新制度移行後の利用者負担について</b></p>
	<p><b>【関係資料】</b></p>
	<p><b>資料3 新制度の利用者負担（案）について</b></p>
	<p><b>(主な説明概要)</b></p>
事務局	<p>新制度移行後の利用者負担について、保育認定（2・3号認</p>

	<p>定)と教育認定(1号認定)の案を説明。</p> <p>(質疑応答)</p> <p>※案について、保育認定については①から⑤まで(資料3の4頁)、教育認定については①から⑦まで(資料3の7頁)を順番に質疑応答。</p> <p><b>【保育認定の利用者負担案について】</b></p> <p>①階層区分について</p>
小助川委員	<p>吉川市は、実質7階層区分となっているが、近隣自治体と比較した場合、それは主流の考え方ということでしょうか。</p>
事務局	<p>当市は、国基準に倣って階層を設定してきているが、平成22年度に国が新たに階層を加え8階層とした際、吉川市は見送った経緯がある。理由のひとつとしては、保育料を改定する場合は、単純に高所得者層を1階層加えるのではなく、市全体で見直す必要があると考えたためである。</p>
和泉会長	<p>類似自治体の階層はどうなっているのか。わかる範囲でお示しいただきたい。</p>
事務局	<p>近隣5市1町の3歳未満児の現行の保育料を比較すると、最高階層では、草加市が76,000円、越谷市が61,200円、八潮市が60,000円、三郷市が68,000円、松伏町が66,400円、当市は56,000円となっている。</p> <p>階層については、各自治体でバラバラだが、最も細かい草加市は24階層となっている。</p>
林桂委員	<p>推定年収欄を見ると、例えば第4階層は470万円までとなっているので、480万円になると、第5階層になるということでしょうか。</p>

事務局	お見込のとおりである。
林桂委員	10万円違うだけで階層が変わり、1万円額が違ってくるのはいかがなものか。階層を細かくした方が平等になるのではないか。
事務局	そのような議論はあると思う。当市としては、市の負担総額を変えない状態で細分化した場合、保育料が上がってしまう方が出てくるので、現状の金額を維持してきたところである。
田中委員	吉川市の階層分布はどのような傾向があるのか。
事務局	現状では、第6階層が最も多く約310名、次が第5階層で、階層が下がるにつれて人数が減っていく。第7階層は50名程度で、それほど多くはない。
田中委員	厳しいから働くわけなので、その結果が考慮されない階層であってほしくない。
事務局	同じ所得階層では、近隣市町よりも比較的安い保育料が設定されているところが多く、相対的にみると当市の利用者負担は高くはないと考えている。
小助川委員	私は保育所を利用したことがないので、金額の基準等がわからないのだが、この表はどこかで見ることができるのか。
事務局	条例で設定されているので、市のホームページで見ることができる。税額が計算できれば金額を知ることができる。

小助川委員	保護者は金額を把握しているのか。
戸張委員	通知で届くので、知ることが可能である。なお、推定年収は1世帯分なので、祖父母と一緒に暮らしていればそれも計算する必要がある。所得の違いも人それぞれなので、階層を決めるのはとても難しいことだと思う。
和泉会長	様々な考え方があると思うが、吉川市では、細かく階層を設定して金額を平等化するのではなく、近隣自治体と比べ、全体的に保育料を低めに設定するという案であると理解している。細分化するにしても、どこで区切るのか難しい問題である。
事務局	会長のおっしゃるとおり、階層については何を根拠に設定するのか難しい部分があるため、当市としては、一定の根拠をもって国が示す基準に合わせて階層を設定しているところである。
小助川委員	<p>② 保育短時間の利用者負担額について</p> <p>▲1. 7%という数値も国基準ということによろしいか。</p>
事務局	お見込のとおりである。詳細な計算方法等が国から示されていないが、非常勤保育士の賃金等から算出していると思われる。他の自治体においても、国基準に準じて設定している自治体が多いようである。
小助川委員	標準時間と短時間の月額負担を比べてみると、正社員とパート社員では所得が大きく違うのに、金額にはあまり差がないことに驚いた。

事務局	<p>標準時間の11時間と短時間の8時間の差が▲1.7%というのは、事務局としても少ないと感じているところであるが、他の根拠がないため、国基準に準じて設定せざるを得ない状況である。パート社員の所得については、世帯でみると、低いかどうかは一概に言えないところである。</p>
林美希委員	<p>国基準を超えた設定をした場合は、市からの持ち出しになるということによろしいか。</p>
事務局	<p>お見込のとおりである。</p>
林美希委員	<p>▲1.7%設定では、現場の保護者の理解を得るのは難しいように感じるが、市の財政状況を考えた場合、国基準とは違う設定をするのは難しいか。</p>
事務局	<p>標準時間と言っても11時間フルに使えるということではなく、仕事などで保育が必要な時間だけ預かるという考え方は、今までと変わりはない。最大11時間と8時間で差を設けてはいるが、標準時間認定でも8時間程度の利用の方もいるので、ケースバイケースである。当市としては、そのような状況の中、国基準に準じて設定せざるを得ないと考える。</p>
和泉会長	<p>根拠を考えると、国基準に頼らざるを得ないということだと思ふ。ただし、今後も短時間勤務の現場の声を吸い上げ、継続して議論してもらいたい。</p>
林美希委員	<p>③ 施設・事業の種類にかかわらず、同一の利用者負担金を適用することについて 種類によって生まれる差額はどのように埋めるのか。</p>



和泉会長	実費徴収についてもお願いしたい。
事務局	<p>実費徴収については、保育料とは別に設定することができる。例えば、給食費や教材費などが該当するが、保護者の同意が必要となる。</p> <p>また、児童1人当たりの保育にかかる経費は施設規模が小さい程高くなる傾向があり、新制度で創設される小規模保育についても、運営費の総額は低いが1人当たりの経費は高い。施設により、児童や保育士の人数、施設規模などが異なるので、運営費と利用者負担の差額も様々であるが、それについては公費で負担することとなる。国としては、そのような現状も踏まえ、保育認定の子どもについては一律の料金と考えており、当市もその考え方に準じて設定したいと考えている。</p>
林美希委員	公費として、一人あたりに投入される金額はどうなっているのか。また、それは保護者に周知しているか。
事務局	<p>公費としては、一人あたり月額48,500円で、そのうち、保育料を国基準から下げていることによる市の独自負担は、一人あたり月額10,500円である。なお、現在は保護者に対して特に周知はしていないが、機会を捉えて周知することを検討していきたい。</p> <p>④ 母子世帯等への軽減措置について (質疑応答なし)</p> <p>⑤ 年少扶養控除の経過措置について</p>
林美希委員	減額96名と増額61名のそれぞれの最大金額を教えてください

事務局	<p>い。</p> <p>減額については、最大が月額マイナス12,700円で平均は月額マイナス8,859円。増額については、最大が月額13,300円で平均は月額9,396円。なお、同額については697名となる。</p>
林美希委員	<p>増額対象者の金額が平均でも1万円近いが、どのような階層の方が多いのか。</p>
事務局	<p>ケースバイケースとなってしまいが、この基準額のモデル世帯は「夫・妻・子ども2人」で設定されているので、子どもが多い世帯ほど増額となる傾向がある。年少扶養控除は制度自体が数年前に廃止されており、これまで再計算し、みなし適用してきたところだが、国では、市町村の事務負担も考え、再計算をしないことを基本とするとしている。例え経過措置を設けたとしても、今度は経過措置をしなければ減額となる人が不利益を被ることになる。</p>
小助川委員	<p>全体の話として、消費税増額の延期があったことで、計画に遅れが生じたり、市の負担額が増えるなどの影響があるのか。</p>
事務局	<p>子ども・子育て支援新制度自体が消費税10%ありきの制度であったため、消費税増税の延期により新制度も延期される可能性があったが、国としては、予定どおり4月から開始すると公言している。現時点では、財源の確保策については明確に示されてはいないが、市の負担が増加することはないと考えている。</p> <p>増税により当市に入る予定であった財源については、交付</p>

林美希委員	<p>税などで措置されるのではないかと考えている。</p> <p><b>【教育認定の利用者負担案について】</b></p> <p>① 階層区分について</p> <p>6 頁の第 1 基準額について、教えてほしい。</p>
事務局	<p>年少扶養の実人数によって変わってくる。8 頁の国基準を見ていただきたい。こちらは数字が入っているが、これは 16 歳未満の子ども 2 人分を想定した金額となっている。</p>
小助川委員	<p>② 3 歳児の実質負担について</p> <p>今回設定している額は、来年 4 月から適用されるということによろしいか。</p>
事務局	<p>お見込のとおりであるが、対象となるのは新制度に移行した幼稚園のみである。市内 5 園の幼稚園については、平成 27 年度は新制度に移行しないことを確認しているので、従来の制度のままとなる。ただし、市内在住の方で市外の幼稚園や認定こども園を利用する場合、その園が新制度に移行している場合は、この料金表が適用されることになる。</p> <p>新制度に移行するパターンとしては、認定こども園として移行する場合と既存の幼稚園のまま新制度に移行する場合がある。</p>
林美希委員	<p>新制度に移行しない理由は何か。</p>
事務局	<p>新制度に移行すると、これまでの私学助成と就園奨励費による形から、施設型給付という保育所と同じ仕組みの給付となる。幼稚園側としては、移行による影響が判断しづらいため、様子</p>

<p>戸張委員</p>	<p>見をしている段階ではないかと考えている。</p> <p>こども園になると、小さい子どもも預かるようになる。その場合、幼稚園の先生と保育所の先生に分かれることになり、勤務時間や給食設備の設置等でこれまでと違いが生じることになる。幼稚園としては、先生の配置等で全体のバランスを調整することが難しくなるという話を聞いたことがある。吉川市はまだ既存の幼稚園の形で十分に対応できているが、過疎地域では、年少人口が少ないため、逆にこども園の形態にしないと、対応できない地域が多いのではないかと考えている。</p>
<p>林美希委員</p>	<p>こども園に対するハードルの高さは理解できた。既存の幼稚園のまま新制度に移行する場合もどうなるかわからないという不安で見送っているという話だが、その不安を解消するような説明等は幼稚園側に行っているのか。</p>
<p>事務局</p>	<p>国から公定価格を試算できるシートが配布されているので、概ねの金額は出せるようになっている。幼稚園としては、運営費への影響、事務負担増加の懸念、保育料が統一料金に変わることなどの様々な要因等により、見送っているのではないかと考えている。また、新制度への移行は、平成27年度に限らず、いつでもできるため、急ぐ必要を感じていないと考える。全国的に見ても、幼稚園のまま平成27年度に新制度へ移行する幼稚園は限られている。</p>
<p>和泉会長</p>	<p>保護者に対する説明等も必要であると思うので、機会を見つけて話して行ってほしい。</p> <p>③ 年齢区分について (質疑応答なし)</p>

<p>林美希委員</p>	<p>④ 就園奨励費について (質疑応答なし)</p> <p>⑤ 市町村民税非課税世帯について (質疑応答なし)</p> <p>⑥ 母子世帯等への軽減措置について (質疑応答なし)</p> <p>⑦ 年少扶養控除の経過措置について 保育認定と同様、こちらの場合も増額と減額の最大金額を教えてください。</p>
<p>事務局</p>	<p>増額については、324名で最大が月額6,256円、平均が月額1,835円。減額については、909名で最大が月額マイナス15,694円、平均が月額マイナス2,241円。なお、同額となる場合はない。</p>
<p>林桂委員</p>	<p>保育認定について、第2子は半額、第3子以降は免除の件について、説明をお願いしたい。</p>
<p>事務局</p>	<p>保育認定の場合は、小学校就学前の範囲において、第2子は第1子の保育料の半額、第3子は免除となる。教育認定の場合は、幼稚園年少から小学校3年生までの範囲において、同様に適用される。</p>
<p>会長</p>	<p>様々なご意見をいただいたところであるが、利用者負担の基本的な考え方については、案のとおり了承するというところでよろしいか。 (委員了承)</p> <p><b>4. その他</b></p>

事務局	<p>・事務局からの連絡事項等</p> <p><b>(1) 用語集 (案) について</b></p> <p><b>資料 用語集 (案)</b></p> <p><b>(主な説明概要)</b></p> <p>計画の巻末資料として掲載するもので、今回は案を配布させていただいた。例えば「案には掲載されていないが、この言葉はわかりにくいので、追加してほしい。」や「案の説明ではまだわかりにくいので、検討してほしい。」などのご意見があれば頂戴したい。なお、本日で終わりではないので、次回の審議会時まで意見を受付けるので、今後も何かあれば連絡してほしい。</p> <p>(以下はいただいた意見。発言者は略。今回いただいた意見は事務局で反映等について検討する。)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「地域子ども・子育て支援事業」の下線や*印の説明は必要ないのではないか。</li> <li>・初めに目次や項目、管轄の部署などを明記してもらい、この用語集だけでも見てもらうような構成にしてほしい。</li> <li>・乳幼児に関する事業等はかなり細かく掲載されているが、小学生以降の用語が少ないイメージなので、もう少し増やせないか。</li> </ul> <p><b>(2) 次回の日程等について</b></p> <p><b>追加資料 平成26年度 第5回・第6回吉川市児童福祉審議会 日程 (案)</b></p> <p>今年度第1回目の審議会でスケジュールを説明した際には、全5回の審議会開催を予定していたが、次のような理由により、全6回で対応していきたい。</p> <p>なお、今後の状況によっては中止や日程の再調整も考えられる。</p>
事務局	<p>今年度第1回目の審議会でスケジュールを説明した際には、全5回の審議会開催を予定していたが、次のような理由により、全6回で対応していきたい。</p> <p>なお、今後の状況によっては中止や日程の再調整も考えられる。</p>

	<p><b>【開催理由】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 1 2月に埼玉県から現在の計画案の提出を求められた。県通知によると、計画案の協議を行い、平成27年1月に協議の結果通知が送付される予定とのこと。結果によっては、審議会での検討が必要になる可能性があるため。</li><li>・ 小規模保育の認可関係で議題が発生する可能性があるため。</li></ul> <p>※ 次回の日程については、欠席委員との調整結果を踏まえ、確定後、速やかにお知らせする。</p> <p><b>5. 閉会</b></p>
<p>以上、会議の内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。</p> <p>平成27年1月14日</p> <p>署名委員 林 美希 自署      署名委員 小助川 美穂 自署</p>	